

平成 27 年 5 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

監事

府内 隆 博



監事

大久保 純一



監 査 結 果 報 告 書

大津町社会福祉協議会定款第 12 条に基づき実施した、平成 27 年度の監査結果について次のとおり報告します。

監 査 日 時	平成 27 年 5 月 18 日 (月) 9 時から 16 時 10 分まで
監 査 場 所	大津町老人福祉センター (診察兼検査室)
監 査 実 施 内 容	平成 26 年度事業及び会計執行状況
監 査 結 果	意 見 平成 26 年度における大津町社会福祉協議会の事業報告書並びに一般会計資金収支計算書及び内訳表、事業活動収支計算書及び内訳表、貸借対照表及び内訳表、財産目録、日赤会計決算書、共同募金会計決算書、大津善意銀行会計決算書、その他の各種台帳、会計伝票、証憑書類、預金通帳等について監査したところ、いずれも適正に行われているものと認めます。
	そ の 他 指 摘 事 項 <ul style="list-style-type: none">・通勤手当等、各種手当の届け出書類には、毎年度、現況届の提出を義務付けること。・通勤手当関係等の届出について、様式の検討を行うこと。・見積書等の一部に日付の記入漏れが見受けられるので注意すること。・収入が得にくく、民間事業者が参入することが困難な事業を数多く展開されていますが、住民福祉の向上の為に、収入面の確保について工夫を行うこと。・社協の各事業は地域には欠かせない事業ばかりですので、行政や地域包括支援センターと連携を深め、運営など工夫をして今後も健全な事業経営を心掛けてください。・住民が何を望んでいるのかを把握しながら、連携機関と切磋琢磨を行い地域福祉事業の推進をお願いします。